

扶桑町生活困窮世帯エアコン購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により居住する住宅にエアコンを設置していない又は設置しているエアコンが故障により自宅で1台も使用できない世帯に対し、エアコン（町内の店舗、販売店等で購入したものに限る。）の購入及び設置並びに既設機器の取外し（以下「設置等」という。）に要する費用の一部を補助することにより、熱中症による健康被害の予防を図るとともに、必要に応じ生活相談を行い、支援機関へつなぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 天井、壁、窓枠等に固定して設置し、空気調和機能を有する器具をいう。
- (2) 住宅 扶桑町内に存する建築物で、自己の居住の用に供するものをいう。

(補助対象世帯等)

第3条 扶桑町生活困窮世帯エアコン購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象世帯は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく扶桑町の住民基本台帳に記載されている者で、申請をしようとする年度における世帯全員の市町村民税が非課税であること。
- (2) 居住している住宅においてエアコンがない、又は故障等によりエアコンが1台も使用できない世帯であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯でないこと。
- (4) 扶桑町環境にやさしい住宅改善促進事業補助金交付要綱（平成25年扶桑町要綱第2号）に基づくエアコンの取替に関する補助金の交付を受けていない世帯であること。
- (5) 補助金の交付申請日において、世帯全員の町税の滞納がないこと。ただし、徴収猶予が認められている場合を除く。
- (6) 世帯全員が、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けた世帯に属していないこと。
- (7) 賃貸住宅に居住している場合は、あらかじめ家屋所有者からエアコンの

設置等について同意を得ていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコン1台の新たな設置等に要する経費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 現に使用しているエアコンを買い換え、又は修理するために要する費用
- (2) クーポン券又はポイントを利用して支払った費用に相当する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、健康福祉部福祉課に申出の上、あらかじめ審査を受けた後に扶桑町生活困窮世帯エアコン購入費補助金交付申請書兼誓約書兼請求書（様式第1）により、次に掲げる資料を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等エアコンの設置等に要した費用の額及び内訳並びに販売店の住所又は所在地が分かる書類の写し
- (2) 設置したエアコンの室内機及び室外機の写真
- (3) 申請の日の属する年度の前年度（申請の日が4月1日から5月31日までの場合は、前々年度）の1月1日において、扶桑町に住所を有しない者にあつては、申請の日の属する年度分（申請の日が4月1日から5月31日までの場合は、前年度分）の市町村民税が非課税であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、エアコンの設置等を行った年度の4月1日から12月28日までの間に行わなければならない。ただし、当該年度の12月28日が扶桑町の休日を定める条例（平成2年扶桑町条例第23号）第1条に規定する町の休日に当たるときは、その直前の町の休日でない日をもってその日とみなす。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助を適当と認めたときは扶桑町生活困窮世帯エアコン購入費補助金交付決定通

知書（様式第2）により、補助を不相当と認めたときは扶桑町生活困窮世帯エアコン購入費補助金不交付決定通知書（様式第3）により、当該申請者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第8条 実績報告は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

（交付の請求）

第9条 交付の請求は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、交付決定者に返還を命ずるものとする。

（エアコンの管理）

第11条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、細心の注意をもってエアコンを管理するものとする。

2 交付決定者は、法定耐用年数の期間内において、やむを得ない理由により補助金の交付の目的に反して使用しなくなるときは、あらかじめ町長の承認を得るものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。